

# ケベックの社会的連帯金融

石塚 秀雄

## はじめに

カナダは、フランス語圏のケベックと、その他の基本的に英語圏であるカナダとは比較的没交渉である。ケベック州は独立化の州民投票も実施（1995年、50.6%49.4%で独立には至らず）されたこともあり、フランス語圏としてカナダの中で独自の歴史を持つ。ケベック州は人口760万人である。ケベックには約7000の社会的経済企業（協同組合、非営利企業など）が存在し、12万人がそこで働いており、ケベックのGDPの8%を担っている（2004年度）。

ケベックの社会的経済セクターの規模は次の通りである。

表1. ケベックの社会的経済 (2005)

| 法人形態              | 組織数    | 雇用数     |
|-------------------|--------|---------|
| 共済組合              | 39     | 4,875   |
| 協同組合              | 2,795  | 82,586  |
| 事業型アソシエーション(NPO)  | 3,941  | 45,080  |
| 非事業型アソシエーション(NPO) | 8,000  | 35,000  |
| 合計                | 14,775 | 167,541 |

出所 Y. Vaillancourt, 2008

またケベックにおける社会的経済企業とは、おおむね次のように規定できる。①社会的目的を持った企業。②企業の作り出す財とサービスが個人的および共同的にも経済的社会的要求に合致していること。③民主的管理。④資本に対する労働と人間の優先。⑤剰余金分配における、資本より労働の優先。⑥資本と生産手段の共有。⑦地域開発、自治体発展への貢献。⑧持続的雇用の創出。⑨生活の質の向上へ寄与。⑩協同組合や非営利組織などの自主管理企業。⑪自主的収益を持つ。

われわれは日本においては、社会的経済という言葉は非営利・協同の経済という言葉と類似したものとして議論している。社会的経済セクターの

定義としては、ヨーロッパの学界においては、協同組合・共済組合・アソシエーション・非営利組織・財団などによる経済セクターであるとされている。日本においてはアソシエーション概念の定義はむずかしくカタカナのままであるが、非営利組織に類似するものと理解するのがとりあえず適当である。社会的経済セクターとは、サードセクターと呼ばれる場合もあり、これは第1セクターとしての公的セクター（国家・地方自治体による経済セクター）と第2セクターとしての私的営利セクター（営利企業）の2分法に対して、第3番目として定立されたセクターである。この社会的経済セクターはいわゆる非営利的あるいは協同的な経済事業活動を市場で行うというところに最大の眼目がある。営利企業が市場を前提にしていることは当然であるにしても、公的セクターの事業体は基本的に準市場を想定して存在している。社会的経済セクターは民間セクターとして位置づけられるものの、社会的機能を重視する非営利・協同の原理を有するところが肝心な点である。

## 1. ケベックの社会的連帯金融ネットワーク

ケベックにおける社会的経済・連帯経済のネットワークの中で重要な役割を果たす分野として社会的連帯金融の運動がある。金融は、非営利・協同セクターにとっては理念的にも躓きの石でもありまた弱点でもありつづけてきた。そもそも非営利とは営利を目的としないということで儲けることや金を稼ぐということに否定的な原理を掲げてきた理論がこれまで主流であったからであり、協同組合運動の歴史においても、協同組合の資金は資本なのか出資金なのかという論議が続いてきたからである。近年では、ノーベル賞を受賞したバングラデシュのユヌス氏の創設したグラミン銀行が女性貧困層の起業活動に対するマイクロレジ

ットとして注目を浴びたが、社会的連帯金融の運動からすれば、それはひとつの分野として位置づけられるものである。先進国における社会的連帯金融のネットワークはより多様なものとして展開されている。

さてケベックの社会的連帯金融の運動は1990年代後半になって活発化してきた。その要因は、1980年代から活発化してきた社会的経済ネットワークの運動推進のための財源の問題が浮上してきたからである。いわゆる従来の協同組合運動などにおける協同組合銀行や信用組合などといった金融機関の資金を積極的に新しい社会的経済・連帯経済運動において活用すべきという認識が高まってきたからである。社会的企業は一般の金融機関にアクセスが困難なことについて、ケベック大学のレベックたちは次のように指摘している。

「①社会的経済企業にたいして一般投資家は高配当を期待できない。②協同組合や非営利組織は小企業なので、銀行は少額の資金に対して高利で融資する。③社会的企業は新規分野が多く金融機関に理解されづらい。④社会的企業のガバナンス形態と配当形態が一般投資家に理解されない。」(Mendell, 2003) ]

しかし、ケベックにおいては社会的連帯金融ネットワークが張り巡らされてきている。ケベックにおける社会的経済セクターにおける金融を担う主要な組織・団体には次のようなものがある。「ケベック社会的投資ネットワーク (RISQ), 1997」、 「コミュニティクレジットケベックネットワーク (RQCC), 2000」、 「フィルアクション (FilAction, 2001)」、 「社会的経済ネットワーク信託 (FCEC), 2006」 など、いずれもここ十年くらいで設立されている。これらの新しい組織は、その背後に従来型の社会的経済セクターすなわち大規模協同組合、デジャルダン信用組合、「FTQ 連帯基金」、 「フォンドアクション (FondAction) 」 や労働組合さらにはケベック政府投資資金などの支援がある。こうした仕組みはまだ日本などでは手つかずの手法といえる。こうした社会的連帯金融の担い手は、当然ながら一般の銀行などの金融機関とは異なる金融リスクの考えと、なによりもその社会的経済的目的が明確に異なる使命を掲げて

いる。すなわち、現在盛んに議論されているいわゆる「企業の社会的責任 (CSR)」や「企業の社会的投資 (CSI)」などの考え方とは重要な点で異なるものであることをまず強調されなければならない。もちろん、企業一般の議論として共通する側面はあるが、社会的連帯金融は社会的企業とのネットワークの構築というセクター形成の課題を持っているものである。

この10年間のケベックの社会的経済企業に投資された資金は1996年度においては2800万カナダドルから2005年度の1億1400万カナダドルに増加し、総額7億5500万カナダドルと推定されている (ARUC, 2006)。これは非営利・協同的企業が増加したことに対応する。それはとりわけ若者の雇用・起業、社会サービスにおける社会的企業の必要性が増加しそのための財源が養成されたことによる。もちろんケベック州政府の社会政策や労働政策の中に社会的経済セクター育成のプログラムがなければ、こうした社会的企業の増加は期待できない。しかしながらケベック政府の役割は、日本におけるいわゆる行政側による「新しい公共」・「協働」路線のように、非営利組織などを、本来公的業務であったものの安上がりな業務委託先として利用するという上から目線のものではない。この点は、日本において非営利・協同組織にたいして、行政の下請けとして安く受託して、正規の労働市場の賃金を引き下げる役割を果たしているという批判があるが、公的サービスの民営化論議とあいまって、その根拠となるところである。問題は、それは非営利・協同組織の責任であるとするに誤りがある。現在のところ日本の非営利・協同組織は行政に対しては従属的対応を強いられる場合が多い。それはひとえに政府・行政サイドの非営利・協同セクターに対する認識の低さからくるものではあるが、結局国民・市民社会も同断であるということでもある。しかし、なによりも日本の非営利・協同セクターともいべきものを構成するはずの既存の協同組合や共済組合、非営利組織の人々自身のセクター認識および構想力の低さという主体的問題に跳ね返ってくることは当然である。

ケベックにおける社会的連帯金融セクターの構築はどのように行われているのであろうか。そも

そも社会的連帯金融市場といった独自の領域の構築が可能であるのかどうかという議論が日本でも起きよう。2008年のリーマンショックなどによる世界的金融危機によって、アメリカ型の金融システムの破綻と新自由主義路線の破綻が指摘されている。この中で、たとえば、日本の協同組合金融機関である農林中金は金融市場で約1兆円を損失したと噂されている。非営利・協同セクターはこと金融に関しては既存の一般金融市場に依拠してきたが、そのあり方を今後も変えることはできないのか。このテーマは本稿で論ずるには難しいが、私見によれば、社会的連帯金融市場は国内的にもグローバル的にも可能であると考えられる。その兆候は、フランスの社会的連帯金融ネットワーク、イギリスの倫理銀行、イタリアの倫理銀行などヨーロッパのいくつかの国における金融ネットワークづくりや中南米を中心とした地域社会的連帯金融の形成にむけての動きがある。本論で示すケベックにおける社会的連帯金融ネットワークの形成は先進的事例である。この場合、社会的連帯金融ネットワークの形成のアクターとして、政府、非営利・協同セクターおよび市民社会の対等なパートナーシップがその場合不可欠な条件である。行政が合理化・民営化の手段として非営利組織・社会的企業などを利用しようとする傾向があることも世界的に避けられないが、そうした後退的な発想が現状としてあることも確かであるので、それら障害となる諸問題を克服するためにも社会的連帯金融の意味と意義というものを明らかにしていく必要がある。本稿の目的のひとつはそこにある。

## 2. ケベックの社会的連帯金融組織

ケベックの社会的連帯金融ネットワークでは下記の組織が代表的社会的連帯金融機関であるが、まず、社会的経済企業が融資を受けられる金額を簡単に示しておく。

表2 ケベックの社会的連帯金融組織

| 社会的連帯金融組織名                      | 融資金額(カナダドル)     |
|---------------------------------|-----------------|
| コミュニティ信用金庫 Credit communautaire | 最大20,000        |
| 地域開発センター CLD                    | 最大125,000       |
| 共同事業体開発会社 SADC                  | 最大125,000       |
| ケベック社会的投資ネットワーク RISQ            | 最大50,000        |
| フィルアクション FilAction              | 50,000-150,000  |
| 協同組合金融基金 FFC                    | 100,000-250,000 |
| ケベック資本投資 IQC                    | 25,000-500,000  |
| デジャルダン地域協同組合資本 CRCDC            | 200,000以上       |
| フォンドアクション FondAction            | 250,000以上       |

石塚作成

以下、代表的な連帯金融の組織を見ていく。

### ①ケベック社会的投資ネットワーク (RISQ, Réseau d'Investissement Social du Québec)

RISQは1997年に設立された。RISQはその組織性格・価値として社会的経済の4つのPを掲げている。すなわち①資本に対する人間の優越(Primaute)、②個人責任と共同の責任(Prise)、③民主的決定手続き(Processus)、④社会的有用性の生産(Production)である。

設立以来2008年までに6000人の仕事と雇用を創出してきた。社会的経済企業・非営利企業にのみ投資をして雇用創出と雇用維持を目的とする。融資は2種類ある。

第一の型は、「貸し付け」であり、最大5000カナダドルである。事業が軌道に乗るまで無利子である。2007年度においては、245プロジェクトに114万カナダドルを貸し付けし、777人の雇用と雇用維持約1600人を加え2,392人に仕事を作出した。

第二の型は「資本作りのための融資」である。2万カナダドルから最大5万ドルを融資するが、これは資本増加だけではなく、技術開発投資にも融資する。無保証、返済猶予措置あり。手数料は1%である。2007年度は、239プロジェクトで、831万カナダドルを融資し、新規雇用1185人を含む3663人の仕事を確保した。2007年度で見ると次の通りである。

第一の「貸し付け部門」型の融資額は企業別に見ると融資対象は協同組合が30%、非営利企業が70%であり、新規企業が67%である。その事業分

野別は次の通りである。

サービス部門23%、レジャー・ツーリズム部門21%、資源リサイクル部門14%、連帯商業部門12%、文化部門10%、農業製品部門4%、共同住宅部門3%、コミュニケーション部門3%、その他。

第二の「資本作り」型の融資額を企業別に見ると融資対象は協同組合が44%、非営利企業が56%であり、新規企業は29%であり、事業拡大が主である。その事業分野別は次の通りである。

サービス部門16%、レジャー・ツーリズム部門12%、農業製品部門10%、文化部門10%、葬儀部門10%、資源リサイクル部門8%、連帯商業部門7%、コミュニケーション部門6%、在宅介護部門2%、共同住宅部門1%、学校部門1%、その他。

一方、RISQの財源は1000万カナダドルで、参加協同組合・社会的経済企業などからの出資金が約400万カナダドル、ケベック政府の出資金が約600万カナダドルである。

RISQの理事会は17名で構成され、その内に政府関係者が1名、職員代表が1名入っている。おおかたは社会的経済セクターの代表である。また運営委員会は9名で構成され、政府関係者が1名入っている。

### ②コミュニティクレジット・ケベックネットワーク (RQCC, Réseau québécois de crédit communautaire)

RQCCは2000年に設立された。2006年度で見ると、資金は地方自治体から19%、金融機関から18%、社会的経済企業・非営利組織から16%、個人から11%、社会的連帯金融機関から7%、労働組合から4%などとなっている。こうした組織の多くは「コミュニティ経済開発コーポレーション」にも加入している。

RQCCの組織原則は、「参加」、「民主主義」、「協議」、「パートナーシップ」である。地域社会振興のための金融すなわち「近隣金融, finance de proximité」を進める。これは主として個人の労働挿入(雇用)を促進するための貸し付け融資を行う。いわゆるマイクロクレジットの役割を果たす。コミュニティクレジットの利用者は2006年度で見ると女性59%、男性41%である。年齢的には18歳

—35歳が43%、35歳以上が57%である。失業者が43%、自営労働者が18%、無業者13%、常勤者14%、パートタイム労働者6%である。また移民が23%、社会的排除を受けている者が27%と区分される。貸付金の平均額は20,000カナダドルである。貸し付けを受けた者の39%は起業(マイクロ企業、社会的経済企業)を目指している。雇用回復を目指した者は43%である。

### ③フィルアクション (FilAction)

2001年に労働組合による基金FondActionなどによって設立された。コミュニティ基金として地域の雇用促進のための中小企業・社会的経済企業、連帯経済企業むけの融資を1社あたり5万カナダドルから15万カナダドルまでおこなっている。また労働者の経営参加の促進も含む。またマイクロクレジットも行う。返済は、3年から7年。2001年から2006年にかけて、700万カナダドルの投資をしており、そのうち500万ドルは協同組合や非営利組織などのいわゆる協同企業に対して行われている。また女性起業投資基金ネットワークや地域協同組合開発機関(CDR)などともパートナーシップを組んでいる。さらに南北問題における公正貿易発展のための基金も持っている。

### ④社会的経済ネットワーク信託 (FCES, Fiducie du Chantier de l'économie sociale)

FCESは2006年末に設立された。労働組合、ケベック政府なども出資している。より長期的・高額の金融支援による社会的経済企業促進が必要とされるようになったのが設立の目的である。社会的連帯金融の中心的な組織となっている。FCESは一般市場で活動する社会的経済企業の支援を対象とするもので、公共政策との関係が深い分野である労働挿入や社会サービスの分野の社会的経済企業については直接の融資の対象とはしていない。

FCESは社会的経済の独自の金融市場の確立を目指すものである。そのような金融の第2市場が一般の金融市場に対して対抗的に作ることができるのかどうかについては、意見が別れるであろう。その準備段階として、投資家に対しては信託ということできりあえず受け入れて貰うということである。いわば連帯証券取引所という構想は、フラ

ンスにおいても見られる。今後のこのアイデアがどうなるかはもっとも重要な問題であると思われる。

FCESは資本金5000万カナダドル以下、従業員200名以下の社会的経済企業、協同組合、非営利組織に対してのみ融資する。公的事業体（保育所、在宅サービスなど）は対象外である。金額は5万カナダドルから150万カナダドルである。2つの投資形態がある。すなわち、①事業長期資本（CPO, un capital patient operations）と②不動産長期資本（CPI, un capital patient immobilier）である。長期というのは15年の返済猶予があるためである。すなわち、15年後から返済を行う。もちろんその前に返済もできる。ただし毎月の利子払いは行う。FCESでは2009年から5年間で4900万カナダドルの投資を予定している。事業長期資本（CPO）は社会的企業の起業資金および運転資金を融資するもので、新製品新市場の開拓や設備・機器の取得などに使われる。融資に担保は不要である。融資額は事業予算額の35%以内とされている。労働コストなどにも活用できるが、借金返済に使用することはできない。一方、不動産長期資本（CPI）は建物や倉庫の取得のためのものである。計画予算の35%～90%の範囲で融資される。担保は融資前の資産がその物件となる。

FCESの2007—2009年の投資の取り組みは29の社会的経済企業に対して総額5800万カナダドルで842人の仕事を生み出した。融資を社会的経済企業をいくつか紹介すると以下のようなものがある。

2007年度のFCESの投資先の分野は、共同資産形成25%、小売業18%、対人サービス17%、文化・芸術事業14%、環境事業11%、レジャー事業9%、農業製品事業6%、コミュニケーション事業1%などとなっている。融資先の社会的経済企業の法人形態は非営利組織58%、消費者協同組合21%、労働者協同組合16%、連帯協同組合5%となっている。起業目的が37%、事業拡大目的が55%、取得統合が8%となっている。

FCES自体の財源は、自己資金20%、設立基金7%、補助金17%、準資産（quasi-equite）11%、借入金45%である。「準資産」は疑似資本とも訳せるものであり、近年社会的企業の資金調達方法

表3. FCES 投資実績 2007年度（カナダドル）

| 社会的企業名        | 事業分野   | FCES<br>融資額 | 事業額       | 達成<br>雇用数 | 主なその他の<br>支援組織 |
|---------------|--------|-------------|-----------|-----------|----------------|
| エステテ葬儀協同組合    | 葬儀     | 450,000     | 2,051,000 | 87        | CDR,CLD        |
| 連帯協同組合,ジャリイ   | 共同所有   | 715,000     | 2,300,000 | —         | CDEC           |
| ビール協同組合       | 農業     | 169,000     | 510,000   | 6         | CDR,CDES       |
| 温室協同組合,ギエンヌ   | 農業     | 250,000     | 1,680,000 | 155       | CLD,CDR,CDES   |
| 社会的フーズム,ベルソンス | レジャー   | 150,000     | 465,910   | 17        | CLD            |
| プティク,シユブ      | 小売り    | 150,000     | 450,000   | 10        | CDEST,CLD      |
| レジェンドファンタスティク | 劇場     | 412,000     | 3,150,000 | 31        | SDE            |
| 創造アトリエ        | 芸術     | 743,885     | 2,900,000 | 3         | CDES           |
| バイオ検査センター     | 環境     | 381,969     | 1,300,000 | 5         | CLD,SADC       |
| 旅行振興事業        | レジャー   | 100,108     | 477,108   | 6         | CLD            |
| ケベック祭り会社      | レジャー   | 250,000     | 572,750   | 28        | —              |
| 食品コープ         | 農業     | 750,000     | 5,600,000 | 40        | SDE,COOP       |
| リサイクルセンター     | 環境     | 350,000     | 1,600,000 | 48        | CLD            |
| シェブルク大学協同組合   | 小売り    | 250,000     | 1,450,000 | 30        | COOP           |
| CHNC労働者協同組合   | メディア   | 95,000      | 271,650   | 10        | CLD            |
| ドルモン葬儀協同組合    | 葬儀     | 500,000     | 4,260,000 | 26        | COOP, SDE      |
| 映画配給会社        | 芸術     | 506,373     | 1,800,000 | 25        | CDC            |
| 地域共同土地所有会社    | レジャー   | 59,000      | 224,670   | 3         | ECOF,SDE       |
| 介護施設「こんにちば」   | 対人サービス | 160,000     | 530,000   | 20        | CLD            |

出所：FCES, 2008. 注：CLD（地域開発センター）、CDR（地域開発協同組合）、COOP（協同組合）、SDE（雇用支援サービス局）、CDES（コミュニケーション経済開発コーポレーション）、ECOF（共同経済支援機関）、SADC（共同体開発支援会社）

として導入されているものである。これは社会的企業が一般企業に比べて資本リスクが高いために投資や融資を受けることが難しいことから採用された手法である。すなわち、従来の資金調達に寄付と一般金融機関という二種類から新たな第三の資金調達としてのキャッシュフローの増大を目指す方式である（CAF, 2008）。

FCESはその他の社会的連帯金融組織とも連携をとっており、FCESでの融資を受けられない社会的経済企業はそうした金融機関を利用することが可能である。すなわち、

- ・コミュニティ開発コーポレーション（CDC）
- ・コミュニティ経済開発コーポレーション（CDEC）
- ・地方開発協同組合（CDR）
- ・地域開発センター（CLD）
- ・コミュニティ貸し付け組織（OCC）
- ・共同事業体開発会社（SADC）

- ・ケベック社会的投資ネットワーク（RISQ）
- ・若者雇用センター（CJE）
- ・コミュニティ信用金庫（CC）

またFCESは社会的経済各連合会よりなる理事会と投資委員会、成果検証委員会、評価委員会などをもつ。

#### ⑤ デジャルダン連帯経済金庫 CESD/CRCO デジャルダン地域協同組合資本

デジャルダン運動は信用協同組合、共済組合を中心としたケベック最大の社会的経済組織であり1900年に始まっている。その活動の一分野としてデジャルダンCRCOは2001年に設立された。協同組合支援については年間2500万カナダドルまでの融資を受けることができる。2004年までの3年間に124企業に3億1000カナダドルを投資した。

CESDは1971年に設立された。社会的経済・連帯経済企業への投資を行う。2008年度では1億1200万カナダドルが社会的経済企業むけに融資されている。その内訳は非営利企業に24%、協同組合企業に33%、文化事業の企業に6%などとなっている。

CESDは社会的責任投資の実行を掲げ、また倫理基金を設立して社会的有用労働（社会サービスの分野）に融資も行っている。さらに、連帯共同基金に2008年度で68万ドルを使用した。また環境開発支援基金（FADM）として110万ドル使用した。これは環境事業のみならず文化活動、社会連帯活動、海外支援なども含まれる。

#### ⑥ 労働組合系社会的連帯金融組織

##### (i) FTQ ケベック労働組合連帯基金

1983年にケベック労働者連合会（FTQ）が連帯基金を設立した。雇用創出を目的とする。主として中小企業に投資される。これまで10万人の雇用を創出した。社会的経済企業に対しては1991年に設立したSOLIM（資産運用会社）を通じて行う。不動産投資会社。建設関係の社会的経済企業に対する投資。SOLIDE（雇用促進投資会社）も連帯基金を社会的経済企業に投資し、社会的経済信託（FCES）にも出資している。

##### (ii) FondAction, 全国労働組合連合会（CSN）の投資の取り組み

1960年に設立されたカソリック系のこの労働組合連合会は、協同組合運動と社会的経済運動支援に積極的である。カナダ・ケベックにおける労働組合運動は1900年代に始まり、1920年代、1930年代に活発化した。CSNが1995年に設立したのがFondActionである。雇用創出目的に3つのタイプの事業に投資する。すなわち①労働者が主体となる自主管理企業、②協同組合などの社会的経済企業、③環境事業企業、への支援である。2006年度総資産は4億4200万カナダドル。64,140人の投資者がある。2006年度においては8162人の雇用創出した。Angus 開発会社やFiducierにも出資している。労働組合の立場としては、社会的経済セクターへの支援をしつつも、公務員などの雇用の確保も支持していく姿勢をとっている。公的セクターの民営化問題と労働と経済の民主化という問題提起がなされている。

全国労働組合連合会（CSN）は1987年にCSNFバティラント年金会社を設立した。環境事業などにむけた社会的責任投資を原則として打ち出している。2008年度では62億カナダドルに達している。この基金は単に融資をするだけでなく、労働者が投資をして株主として配当を受け取るということで、従業員株主方式とも言うべきものであり、また社会的経済企業に投資する場合は社会的連帯金融方式ということになる。

#### ⑦ 社会的経済企業開発基金（FDEES）

地域開発センター（CLD）が1998年に設立した基金。地域の雇用創出のための社会的経済企業の起業のための投資基金。投資基準としては、企業として共同的目的をもち、自主管理、剰余の配分において労働者などの人的要素の優先、参加責任型の運営など。コミュニティ貢献、雇用の社会的挿入など。資金化融資利子は1%と低い。

#### ⑧ 協同組合金融基金（FFC）

この10年間に社会的経済企業に投資した金額は755百万カナダドルに達する。いわゆる社会的責任投資とは異なる。

⑨ケベック資本投資 (IQC, Investiment Quebec)

1998年にケベック政府が作った。2001年に協同企業に対して投資するFQケベックファイナンスを設立した。非営利組織にも1500万カナダドルを投資した。

⑩地域開発基金 (FIER)

地域経済開発基金は一般企業支援、協同組合支援を含む。FTQやデジャルダンCRCDC、FondActionも出資している。

⑪ケベック共同体貸し付けネットワーク (RQCC)

2000年に設立された。ケベック政府の支援を受け、1175人の雇用創出をした。

### 3. ケベック政府と社会的経済支援

1996年にケベック政府は公共サービス政策の転換を行った。このときに社会的経済の促進を図った。社会的経済セクターで2万人の雇用創出や社会的経済の金融の必要性による連帯金融セクターの発展を目指した。

◎公共政策と社会的経済セクター

カナダ連邦政府の公共政策と社会的経済はどのような関係にあるのか。次に政府方針をしてみる(2005年)。

戦略

- (1)社会開発と経済発展の新しい統合的モデル。
- (2)地域政策、コミュニティ政策に基づく長期的なコミュニティ事業戦略。
- (3)社会的経済組織を新しい市場と要求に応じて発展させること。
- (4)社会的経済企業への投資のための税制度の確立。
- (5)社会的経済とコミュニティ経済の発展のための労働政策づくり。
- (6)社会的経済企業増加のための政策づくり。
- (7)社会的イノベーションのための公共政策作り。
- (8)社会的経済むけの政策により女性、障害者、移民などの支援事業の促進。

ここでは社会的経済企業が公共政策や社会政策

の枠内にとどまるという、すなわち政府の道具になるという側面と、しかし、その枠に収まりきれないコミュニティ・市民社会のニーズに応えるという側面がある。またなによりも経済活動・企業活動そのものは政府統制の枠内には収まらないものである。政府セクターと社会的経済セクターのよい関係とは、非営利性と「公共性」によるパートナーシップであり、従属関係では本来的にありえない。たとえば日本政府・地方自治体も、市場において民間営利企業を十分に財源支援しているように、雇用や福利などの社会的目的を全面に掲げる社会的経済企業を支援する政策を採用しなければならない。

政府が社会的経済セクターを推進することの是非は、今日とりわけ、公的セクターと社会的経済セクターが公的セクターの責任の肩代わりあるいは安上がりな外部化や民営化の先兵のような役割を果たしているのではないかという疑念に関わる。この問題は本論では詳しく触れないものの、その議論の対象となる事業分野は主として社会サービスの分野である。すなわち公的サービスの非公的サービス化という文脈で語られているものである。公務員の非公務員化という雇用労働形態に関わる問題は、社会的経済セクターが原因要素と考えることはできないので、社会的経済セクターに直接の責任はないであろう。企業活動については、本来公的セクターが主体的に関わる領域でなく、投資ということであればなおさらである。社会的連帯金融という分野は社会的経済セクターが主体となってこそ成立する分野である。政府がそうした分野の発展にどのように公共政策・社会政策で支援していくのが重要な点であると思われる。

ケベックは政府・地方自治体と社会的経済セクターのパートナーシップが積極的に展開されている事例である。2001年にケベック政府の副首相兼財務大臣のポリーヌ・マロワ (Pauline Marois) がケベック政府の社会的経済局の責任者となり、社会的経済に関わる政府アクションプランを作成した。2009年度も財務大臣モニク・ジェローム・フォージェ (Monique Jerome-Foget) の下でケベック政府の社会的経済開発プログラムが作られている。

地方自治体連合会 (FQM) と社会的経済ネッ

トワーク (Chantier) との連携も強化され、「社会的経済とコミュニティ開発」などのガイドブックを作成している。近年は、医療・社会サービスの分野について行政との共同関係が進んでいる。

表4. ケベックにおける社会的経済セクターへの投資金額推移

| 年度   | 金額(カナダドル)  | 年度   | 金額(カナダドル)   |
|------|------------|------|-------------|
| 1996 | 27,800,000 | 2001 | 82,535,643  |
| 1997 | 20,049,000 | 2002 | 90,596,730  |
| 1998 | 56,113,321 | 2003 | 113,127,493 |
| 1999 | 52,312,804 | 2004 | 136,381,535 |
| 2000 | 61,246,758 | 2005 | 114,999,693 |
|      |            | 合計   | 755,163,975 |

出所 “Investir Solidaire”, ARC, 2006

表5. ケベック社会的経済発展公共政策 (2009) (単位:カナダドル)

| 政策分野         | プログラム内容               | 予算額        |
|--------------|-----------------------|------------|
| 保育センター       | 保育料政府支援               | 年間8億ドル     |
| 環境・資源        | 社会的経済企業支援、30万ドルまで。    | 5年で2200万ドル |
| 共同住宅         | 協同組合・非営利住宅9,000建設補助金  | 3年で7億ドル    |
| 在宅介護         | 介護料支援。介護企業むけ基金。       | 年間5300万ドル  |
| 出産           | 出産育児費用補助              | 年間150万ドル   |
| 新規分野         | 文化・科学・社会的ツーリズム・連帯企業支援 | 3年で750万ドル  |
| 地域開発基金       | 社会的経済企業創設基金           | 年間160万ドル   |
| 社会基盤開発支援基金   | 社会基盤整備企業に半額補助金        | 3年で2000万ドル |
| 社会的経済支援プログラム | 社会的経済セクター整備           | 3年で450万ドル  |

出所；ケベック政府「協同組合局」2009/05/21

ケベック政府の社会的経済政策遂行の機関は1998年に各地方に設立された地域開発センター (CLD) である。ただしこれは社会的経済企業のみを対象にしたものではない。地方首長と社中小企業、社会的経済組織、環境団体などの代表により構成される。その使命は地方経済と雇用の活性化である。雇用創出、企業づくり、協同組合支援、非営利組織支援、若者支援、保育所支援などを

う。その資金の1つは「社会的経済企業開発基金」(FDEES) であり、CLDが配分を行う。2008年度のCLDは849企業 (57%は一般中小企業、43%や非営利組織や協同組合などの社会的経済企業) に、300万カナダドルを投資した。雇用は693人であった。

表6. ケベック政府地域開発センター (CLD) 所管の社会的経済企業の設立プロジェクト数

| 年度   | 社会的経済企業数 | 年度   | 社会的経済企業数 |
|------|----------|------|----------|
| 1998 | 111      | 2002 | 715      |
| 1999 | 483      | 2003 | 714      |
| 2000 | 563      | 2004 | 602      |
| 2001 | 577      | 合計   |          |

出所 “Investir Solidaire”, ARC, 2006

### 4. 政党と社会的経済

ケベックにおける政党は社会的経済についてどのような態度をとっているのだろうか。政権党であるケベック党 (PQ) は社会的経済に好意的で公共政策の中にその振興プログラムを導入している。ケベック自由党 (PLQ) は、その選挙政策のなかに、医療・社会サービスを中心とした社会的経済・連帯経済による政策を掲げている。「ケベック民主行動」(ADQ) は社会的経済をより個人中心の運動とみなしているようである。社会的連帯金融については一般の社会的責任投資と同じように考えているようである。「進歩力連合」(UFP) は、たとえば、保育所については国家、協同組合・非営利組織などが共に関わるようにと主張している。

### 5. 社会的連帯金融の資金源

連帯金融の目的としては次が上げられる。

- ① 連帯金融の資本投資家のネットワーク作り (労働者投資家を含む)
- ② 連帯金融の仲介者の組織化
- ③ 協同企業コレクティブ企業の金融についての公共政策の促進

こうした社会的連帯金融の資金源はどこから来るのだろうか。それは大きく3つのアクターに

分けられる。①個人の預金。これを社会的企業などの貸し付けに利用する。これのもっとも進んだ形はフランスの「勤労者貯蓄法」に基づく社会的連帯金融の優遇措置であろう。②労働者による投資。ケベックの場合は社会的経済ネットワーク信託がその方式を採用している。③機関投資家・団体の資金。アメリカやヨーロッパなどで活用されている。

これまで連帯金融が促進されなかった理由としては、社会的経済企業・非営利組織は小規模、市場競争力が弱い。失敗するリスクが高い。企業としてゴーイングコンサーンの程度が低い。持続性がない。認知度が低いために金融の対象になりにくい。社会的企業は企業ガバナンスが一般企業よりも複雑なので、株主を引きつけることが難しい、などがあげられる。従来社会的企業の財源は、その社会的目的に沿ったものとして政府の資金補助金や寄付にたより、また自己資金調達のものならかの方式に頼っていた。

連帯金融とはいろいろと呼び名はあるが、社会的経済企業・社会的連帯企業、協同企業、非営利企業、さらには中小企業を対象にするものであり、マイクロクレジットから連帯金融市場を形成することをも含める。

マイクロクレジットは連帯金融市場の形成を必ずしも必要としていない。いわば小口の貸付制度であり、グラミン銀行のユヌス総裁も述べているように、それは「利子のない投資（貸付）」と位置づけられている。いわば、労働者（勤労者）投資家の発生する余地が少ない、発展途上国むけに有効な方式である（もちろん、先進国においてもマイクロクレジット方式は有効である）。ケベックの連帯金融はそれに対して、なによりも投資をする社会的経済セクターの金融機関の存在、投資家たる労働者の存在、社会的経済企業などの存在、それらに対する政府の支援政策の存在があることである。そして、「企業」あるいは企業活動という存在が市場を前提とするものであり、さらに進んで資金調達のための「金融市場」を持つことの必要性が認識されているということである。

企業とNPOの違いの一つは、その目的性の中で事業を継続するという意志を持つことである。NPOがある社会目的を持っている場合、その目

的が達成された場合は、基本的に解散するのが普通である。それは利他主義を本義としているからである。一方、企業は基本的に継続することをその本義としている。企業が「ゴーイングコンサーン」と言われるゆえんである。そのときとりわけ社会的経済企業の場合になるのは資金調達の問題である。社会的経済企業の資金調達は、これまで①出資金、②寄付、③一般金融機関からの借り入れという形であった。これに対して「資本」という形で導入は可能であろうか。社会的経済企業における資本は二つ考えられる。①一般資本（この利用は不利な点が多い。そもそも営利と非営利性、リスク性などに問題がある）、②「社会的連帯資本」である。資金調達の問題は協同組合を含めて歴史的につまずきの石であった。さきに述べたように社会的経済企業特有の困難さが存在する。これに対抗するために、①社会的経済セクター自らの金融機関の資金を活用すること、②労働者みずからの資金を活用すること、すなわち労働者・勤労者が出資者・投資家になること、③社会的連帯金融市場そのものの形成をすること、がその打開策となるのである。

言い方をかえれば、社会的連帯金融市場はどのような金融商品を労働者に提供できるのであろうか。やや中間的な金融商品としては、米国の「コミュニティ開発金融機関 CDFI、Community Development Financial Institutions」がある。これはコミュニティ開発事業組織支援のためのものである。市民がそうした事業組織・コミュニティ企業に対する資本投資をリスクを負って行う。

社会的連帯金融市場の形成は、順序から言えば、一般金融市場を利用してのものからの一部移行を伴うものである。したがって、社会的連帯金融における投資にはこれまでの金融市場から引き継ぐ性格も多いと言える。その最大の一つはリスクを投資家が引き受けるということである。これまで、協同組合の出資金などは基本的に預金と同じような受け止め方をされてきており、基本的には「損をする」ことを想定していない。一般株式投資家でも「損をする」ことを想定していなくて、「証券会社にだまされた。損をしたからカネを返せ」と訴える人も多くいるのも事実である。

## 6. 機関投資家となるべき主たる年金制度機関

ケベックの社会年金制度は職能別の基金が約20ほど分立している。すでに社会的経済セクターの一員と見なされる金庫などに加えて、こうした機関投資団体が、協同組合などの社会的経済企業にたいして、投資をすることは政府のいわゆる社会的責任投資促進政策に沿ったものといえる。2004年度でもこうした公的機関投資団体の資金総額は1740億カナダドルとなっている。いかにこうした退職基金が社会的連帯金融と接点を持つかは、社会的経済企業がわの投資環境の整備も要求されている問題だと思われる。しかし、重要なのは政府の政策として社会的経済セクターをこうした機関投資家の資金の活用で促進させるということである。カナダおよびケベック州では、1980年代から企業の社会的連帯基金による雇用創出、地域開発支援の取り組みが始まった。その中心概念は社会的経済であり、連帯金融であった。ケベックとフランスは同じフランス語を話す国として関係が深い。

表7. 社会的機関投資家（2008年）の資金量

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ・公的機関従業員年金基金    | 340億カナダドル |
| ・ケベック年金基金       | 228億カナダドル |
| ・年金制度調整基金（FARR） | 270億カナダドル |
| ・ケベック建設委員会年金基金  | 84億カナダドル  |
| ・幹部年金基金         | 60億カナダドル  |
| ・特別年金基金（RREM）   | 1.2億カナダドル |

## おわりに

社会的連帯金融の新しい市場は可能であろうか。まず、「社会的連帯金融市場」を形成するアクターたちの存在感と性格付けが必要である。社会的経済企業たる社会的企業、協同組合、共済組合、非営利組織、アソシエーションなどが一つのセクターすなわち非営利・協同セクターの一員であるという家族意識が醸成されなければならない。仲間意識と信頼というどんな集団でも必要な意識である。そのためには共通の意識すなわち共同協同の意欲がなければならない。最低限の判別するアイデンティティたる原則を確認しておく必要があ

る。さらにはそこに利害という要素も加わえなければならない。単純であるが「弱い者は団結しなければならない」という原理が根本である。日本の労働法制も労働者は社会的に弱い存在だからこそ団結権などが権利として与えられているのである。その団結は自らの力でしなければならない。社会的連帯金融は、社会的経済・連帯経済セクターの組織だけの問題として完結するものではない。その輪は政府の政策と支援、労働者の社会的投資家として役割、さらには将来的には一般銀行までが社会的責任投資に基づいて社会的連帯金融の利害当事者となることによってぐるりとつながるものである。社会的経済企業とは単に外向きに社会貢献や社会的責任を果たすものではない。内向きには、労働者の経営参加すなわち民主的運営、労働者の福利の実現を「資本」よりも重視するという立場に立つ者である。社会的経済企業はもはやニッチの分野で生息するのみではなく、医療、社会サービス、流通、環境、食品などの分野で社会的に大きな役割を果たすようになってきている。社会的連帯金融は社会的経済セクターが飛躍する新しい道具である。それによって社会の形が変わる可能性がある。

付録 2006年のモントリオール社会的経済・連帯経済宣言（要旨）

「社会的経済のアクターとは、アソシエーション運動、コミュニティ運動、協同組合、共済組合、文化団体、環境団体、社会団体、労働組合、国際協力組織、地域開発組織などであり、地域、地方、全国、国際的な社会的経済・連帯経済の建設に取り組むものである。

この数十年來、われわれはケベック全体において、社会的プロジェクトと経済的プロジェクトをたゆまず推進し、正義、公正、連帯、民主主義の価値を追求してきた。

今日、われわれは社会的経済のアクターとパートナーにより多くの雇用創出、社会的統合、人々の動員とガバナンスの強化し積極的市民性を実現してきた。また女性の経済活動を促進してきた。

こうした取り組みは、世界における社会的および地域的な貧困化、経済的不平等の増大に対抗するものである。社会的経済は貧困と社会的経済排

除に対する闘争の主要なアクターである。

協同的企業は経済の民主化に貢献するばかりではない。われわれは責任的投資を行い、労働組合が経済発展に寄与するようにし、公共政策が持続的発展に寄与するようにし、責任ある消費を推し進め、企業の社会的責任を推し進める。かくして、社会的経済は新自由主義に対するオルタナティブとしての運動に参加し、連带的でより民主的な経済を目指す。」

#### 主要参考文献

- Mendell et als. “The Non-profit Sector in a Changing Economy”, Paris, OECD, 2003  
“Rapport du Comité investor solidairement”, CLS, 2006,  
“Aide-mémoire”, Fiducie, 2008.  
“Rapport Annuel”, RQCC, 2008.  
“Portrait du Développement Localen 2008”, CLD,

2009.

- “Politique d’Investissement”, SOLIDE, 2008.  
“Mémoire 2004”, RISQ, 2004  
“Rapport Annuel 2007-2008”, CES, 2009/05/21  
“Entreprendre Solidairement-Bilan 1966-2006”, CES, 2006  
Gilles L. et al. “Le portrait du placement responsable au Quebec” Aruc, 2007.  
“Bilan et perspectives”, CES, 2006, CES.  
“Fondation, Le Fonds de Développement de la Confédération des Syndicats Nationaux pour la Coopératif et l’Emploi”, CSN, 2008.  
Yves Vaillancourt “L’économie sociale au Quebec et au Canada”, Aruc, 2008  
Paul Cheng “Quai-Equity”, CAF, 2008

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

## 地域医療再編と自治体病院問題ワーキンググループ・第9回研究会報告

### 「日本医師会の医療政策などよもやまばなし」

石川 広己

(当日資料をもとに、石川先生のお話を事務局がまとめました)

#### ●医師会とは

日本医師会というかなり大きな組織の中において、今年度から私は医療政策担当常任理事となりましたので、まず医師会の構造についてお話しさせていただきますと思います。

医師会は三層構造です。医師会というのは、法人が郡市区医師会、県医師会、日本医師会と全く異なる組織です。ですから、日本医師会が県医師会に命令をする、郡市区医師会に命令をする等は全くありません。しかし、基本的には非常に話が通ります。

入会金、年会費は全て別であります。日本医師会に入るためには、必ず郡市区医師会、県医師会を経由してこないとい日本医師会には入れない構造になっています。ですから、日本医師会に入っている先生というのは、郡市区医師会、県医師会に必ず入っている。ところが、郡市区医師会だけの先生方、県医師会までの先生方もいます。日本医師会には入っていない方もいるのです。

それから、郡市区医師会は全国に900弱あります。これが必ずしも1自治体に1つとは限りません。複数自治体で1つの医師会を形成しているところもあれば、東京23区内では、1つの区に3つあるようなところもあります。

例えば文京区には、小石川医師会というのと文京区医師会と2つあります。お隣の墨田区には、ちょっと前まで3医師会がありました。これはどういうふうにあるのかといいますと、区の保健行政は3つの医師会に均等に、それなりに割り振るんですね。区がうまく調整をして、夜間・急病診療所や、予防接種などといった保健行政を上

手に仕切っているというような構造になっています。

この自治体と郡市区医師会というのは、絶妙な関係になっていまして、予防接種、学校保健、学校医は郡市区医師会に話を通すことになっています。これはもう永々とした歴史がありまして、それ以外の医療機関、医師会に入っていない医療機関については、市町村の業務というのは全て直接に契約しなければいけません。

ひところ、山梨の歯医者先生の先生が、私は（政治団体である）歯科医師連盟に入りたくないと言ったら歯科医師会に入れなかったということがあって、訴訟になりました。例えば、市町村の予防接種をやりたい、しかし医師会に入らないなら、市と直接契約を結ばなければいけません。

ところが、医師会に入っていれば、市と医師会が契約をして、その医師会に入っている先生方が協力医療機関として、けっこう簡単に予防接種ができます。そういうところで大変簡略化しているのが現状です。

いまだ医師会に入れていただけていない民医連も全国には存在しています。なぜ入れないのかといいますと、こういう例があります。

ある市の健診があったときに、共産党の議員さんが「俺は（民医連の）病院で受けるのに、何でその病院では受けさせてくれないんだ」と市のお役人に言ったところ、「ああ、いいですよ、じゃあ、直接契約をしましょう」というふうに言った。つまり、医師会のルートを通らずに、共産党議員を通して、市と直接契約した病院ということで完全なレッテルを貼られていまして、この病院はもう創設以来ずっと医師会に入れてもらっていないことはあります。そういう点では、しぶとくパーズが貼られているというような感じになっています。